

平成29年度

お知らせ

クリーニング営業者の皆様へ

平成29年度の**クリーニング師研修会**並びに**クリーニング業務従事者講習会**（講習会はクリーニング所及び取次店の業務従事者の方が対象です）の日程等が決まりましたのでお知らせいたします。

該当する方は、受講希望日を選んでお申込みの手続きを行ってください。

クリーニング師は、業務に従事した後1年以内に、その後は3年に1度の割合で、クリーニング師研修の受講が義務づけられています。

また、クリーニング所並びに取次店の**業務従事者**は、業務に従事して1年以内に、その後は3年に1度の割合で業務従事者講習の受講が義務づけられています。
(次頁並びに最終頁の根拠法令参照)

群馬県健康福祉部 食品・生活衛生課
群馬県保健福祉事務所・前橋市保健所・高崎市保健所
公益財団法人 群馬県生活衛生営業指導センター

1 制度の趣旨

近年の繊維製品の素材の多様化、クリーニング技術の高度化等により、クリーニング所で働くクリーニング師及び業務従事者の方々には、より高度な知識や技能を身につけていただくことが求められています。

そこで、クリーニング所で働く方々の資質の向上、知識の習得等を図ることを目的として、研修・講習が制度化されました。

2 何故開催するの？

当該研修・講習はクリーニング業法により義務づけられている研修制度です。

研修・講習の目的は、クリーニング師及び業務従事者の資質の向上、知識の習得等で、消費者擁護の観点からのクリーニング事故の防止及び適切な対応により、質の高いクリーニングサービスの提供を確保し、国民の生活水準の向上に資することにあります。

是非、この機会にご受講くださいますようお願いいたします。

3 誰が受講するのですか？

○ クリーニング師研修

クリーニング所において業務に従事するクリーニング師は全員受講することが義務づけられています。具体的には、業務に従事した後1年以内に研修を受け、その後は、3年に1回の割合で再受講しなければならないことになっています。

○ 業務従事者講習（主にクリーニング所及び取次店の業務従事者の方が対象です）

営業者は、クリーニング所を開設してから1年以内に、従事者数の5分の1以上（端数を生じた場合は切り上げ）の者を選んで受講させ、その後は、3年に1回の割合で、同様な方法で選んだ者に対し受講させることが義務づけられています。

小規模なクリーニング所又は取次所であっても、少なくとも1名は講習の対象となります。

なお、研修を受けたクリーニング師は、講習も受けたものとみなされますが、具体例を示すと次のようになります。

| | | |
|----|-------------------|-------------|
| 例1 | 夫婦2人の場合（処理を行なう施設） | |
| | 夫 クリーニング師 | 研修受講対象者1名 |
| | 妻 業務従事者 | 講習を受講しなくてよい |
| 例2 | スーパー内の取次所（管理者は1名） | |
| | 管理者（業務従事者） | 講習受講対象者1名 |
| 例3 | 従事者が8名のクリーニング所 | |
| | クリーニング師（2名） | 研修受講対象者2名 |
| | 業務従事者（6名） | 講習を受講しなくてよい |
| 例4 | 従事者が8名のクリーニング所 | |
| | クリーニング師（1名） | 研修受講対象者1名 |
| | 業務従事者（7名） | 講習受講対象者1名 |
| 例5 | 従事者が16名のクリーニング所 | |
| | クリーニング師（1名） | 研修受講対象者1名 |
| | 業務従事者（15名） | 講習受講対象者3名 |

4 研修・講習の内容は？

平成10年度から研修・講習を前回受講より3年以内に受講する者（継続受講者）については、当該受講者の申請により研修・講習の総時間数を3分の1を超えない範囲で省略できることになりました。

初回受講者及び前回受講から3年以上経過した者の研修・講習については、従来どおりの時間数となります。

なお、研修・講習とも、修了後にレポートを提出していただきます。

| 研修・講習科目 | 初回・3年以上経過者 | 継続受講者 |
|------------------|------------|-------|
| 衛生法規および公衆衛生 | 60分 | 30分 |
| 繊維および繊維製品 | 60分 | 60分 |
| 洗濯物の受取り、保管および引渡し | 60分 | 30分 |
| 洗濯物の処理 | 60分 | 60分 |
| 受講時間合計 | 4時間 | 3時間 |

※ 継続受講者様には受講時間にご理解ご協力をお願いいたします。

5 日程と会場は？

平成29年度の開催予定は次のとおりです。なお、会場等の都合により日程を変更することがあります。

◎ 日程及び会場

○クリーニング師研修

| | 開催日 | 会場名 | 会場所在地 | 定員 |
|-----|----------------|-------------|--------------|------|
| 第1回 | 平成29年9月24日(日) | 群馬県勤労福祉センター | 前橋市野中町 361-2 | 100名 |
| 第2回 | 平成29年11月26日(日) | 群馬県勤労福祉センター | 前橋市野中町 361-2 | 100名 |

○業務従事者講習（主にクリーニング所及び取次店の業務従事者の方が対象です）

| | 開催日 | 会場名 | 会場所在地 | 定員 |
|-----|----------------|-------------|--------------|------|
| 第1回 | 平成29年8月30日(水) | 群馬県勤労福祉センター | 前橋市野中町 361-2 | 100名 |
| 第2回 | 平成29年10月29日(日) | 群馬県勤労福祉センター | 前橋市野中町 361-2 | 100名 |

6 受講料は？

- ・クリーニング師研修……………5,000円
- ・業務従事者講習……………4,500円

※ 受講料は研修会・講習会当日、受付にて現金で納付願います。

26年度までは銀行振込でしたが、27年度から当日の現金納付に変更となりました。

7 お申込み方法は？

クリーニング師研修並びに業務従事者講習の受講を希望される方は、**受講申込書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒に切手を貼って返送してください。**

なお、会場の都合で、受講日の変更をお願いすることがありますので、あらかじめお含みおきください。

8 お問い合わせ先は？

クリーニング師研修又は業務従事者講習についてのお問い合わせは、下記へお願いします。

【群馬県知事から指定を受けて開催】

公益財団法人 群馬県生活衛生営業指導センター

所在地：〒371-0025 前橋市紅雲町1丁目7番12号
群馬県住宅供給公社ビル4階

電話番号：027-224-1809

F A X：027-224-1610

(月曜日～金曜日 9:00～17:00)

根拠法令

クリーニング業法抜粋 (平成16年10月1日一部改正施行)

(クリーニング師の研修)

第8条の2 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければならない。

2、営業者は、そのクリーニング所の業務に従事するクリーニング師に対し、前項の規定する研修を受ける機会を与えなければならない。

(業務従事者に対する講習)

第8条の3 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に従事する者に対し、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した当該業務に関する知識の修得及び技術の向上を図るため講習を受けさせなければならない。

クリーニング業法施行規則抜粋 (平成16年10月1日一部改正施行)

(クリーニング師の研修)

第10条の2 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後1年以内に法第8条の2の規定による研修を受けるものとする。

2、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、前項の研修を受けた後は、3年を超えない期間毎に研修を受けるものとする。

(業務従事者に対する講習)

第10条の3 営業者は、クリーニング所の開設後1年以内に、当該クリーニング所のクリーニング業務に関する衛生管理を行うものとして、その従事者の中からその従事者の数に5分の1を乗じて得た数の者を選び、その者に対し法第8条の3に規定する講習(以下「講習」という)を受けさせるものとする。

2、営業者は、前項の講習を受けさせた後は、3年を超えない期間毎に前項と同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせるものとする。